

## 第1回さいたま市障害者政策委員会会議録

日 時：令和5年8月9日（水）14：00～

会 場：ときわ会館 5階 大ホール・オンライン

### 次 第

1. 開 会
2. 議 題
  - (1) 障害者総合支援計画進捗状況の報告について
  - (2) 次期障害者総合支援計画の素案について
  - (3) 第1回誰もが共に暮らすための市民会議の報告について
3. 閉 会

### 配布資料

- ・ 第1回さいたま市障害者政策委員会 次第
- ・ さいたま市障害者政策委員会委員名簿
- ・ さいたま市の障害者施策の推進体制
  
- ・ 資料1 障害者総合支援計画令和4年度達成状況報告書（案）
- ・ 資料2-1 さいたま市障害者総合支援計画素案
- ・ 資料2-2（1）さいたま市障害者総合支援計画素案 第1章 総論 新旧対照表
- ・ 資料2-2（2）さいたま市障害者総合支援計画素案 第2章 各論 新旧対照表
- ・ 資料2-2（3）さいたま市障害者総合支援計画素案 第3章 障害福祉計画及び障害児福祉計画 新旧対照表
- ・ 資料2-3 次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見
- ・ 資料3 第5次障害者基本計画概要
- ・ 資料4 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要
- ・ 資料5 令和5年度予算案の概要（予算案関係資料）
- ・ 資料6 次期障害者総合支援計画策定の工程について
- ・ 資料7 令和5年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議における主な意見

## 出席者

委員・・・赤沼委員※、片桐委員、久慈委員※、栗原委員、黒澤委員※、  
小山委員、酒井委員※、佐内委員、高濱委員※、遅塚委員、中塚委員※、  
藤崎委員※、松永委員、横溝委員  
※オンライン参加

事務局・・・障害政策課、障害福祉課、障害者更生相談センター、障害者総合支援センター  
保健衛生総務課、こころの健康センター、精神保健課、福祉総務課、ひまわり学園総  
務課、育成課、特別支援教育室

## 欠席者

委員・・・相浦委員、駒崎委員、星委員、茂木委員、横島委員、渡邊委員

## 1 開会

(事務局)

大変お待たせいたしました。本日は、皆様お忙しい中、障害者政策委員会にご出席いただきありがとうございます。ありがとうございます。

私は、障害福祉部障害政策課長の田中と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、今期のさいたま市障害者政策委員会として、初めての委員会でございますので、後ほど委員長が選出されるまでの間、事務局の私が進行役を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、本日は、対面とオンラインの併用開催ということで、何かと不慣れな点があるかと存じますが、何卒ご容赦くださいますようお願いいたします。

それでは、今回の委員の皆様の出席状況ですが、会場にご出席の委員8名、オンラインでご出席の委員6名ですので、さいたま市障害者政策委員会条例第5条第2項の規定により、委員の過半数がご出席されておりますので、本日の会議は成立いたします。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきますと存じます。

- ① 第1回さいたま市障害者政策委員会 次第
- ② さいたま市障害者政策委員会委員名簿
- ③ さいたま市の障害者施策の推進体制
- ④ 資料1 障害者総合支援計画 令和4年度達成状況報告書(案)
- ⑤ 資料2-1 さいたま市障害者総合支援計画素案
- ⑥ 資料2-2 (1) さいたま市障害者総合支援計画素案 第1章 総論 新旧対照表
- ⑦ 資料2-2 (2) さいたま市障害者総合支援計画素案 第2章 各論 新旧対照表
- ⑧ 資料2-2 (3) さいたま市障害者総合支援計画素案 第3章 障害福祉計画及び障害児福祉計画 新旧対照表
- ⑨ 資料2-3 次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見
- ⑩ 資料3 第5次障害者基本計画概要
- ⑪ 資料4 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要
- ⑫ 資料5 令和5年度予算案の概要(予算案関係資料)

⑬ 資料6 次期障害者総合支援計画策定の工程について

⑭ 資料7 令和5年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議における主な意見

以上でございます。

よろしいでしょうか。

審議に先立ちまして、会議の公表について、委員の皆様にご了承を得たいと考えております。本委員会はさいたま市情報公開条例第23条の規定に基づき、原則として一般の方に公開することとなっております。会議録も作成し、公開となります。各区役所の情報公開コーナーにおいて、市民の閲覧に供することとなりますので、会議資料につきましても会議録に添付して公表させていただきます。

委員の皆様よろしいでしょうか。

～ 了承 ～

ありがとうございます。

次に、会議の傍聴についてでございますが、先ほど申し上げましたように本日の会議は公開となっております。先ほど確認したところ、傍聴を希望する方3名がオンラインで参加してございます。傍聴を許可することよろしいでしょうか。

～ 了承 ～

ありがとうございます。

それでは、ただ今より「第1回さいたま市障害者政策委員会」を開会させていただきます。開会に当たりまして、障害福祉部長の西淵より挨拶を申し上げます。

(西淵部長)

皆様、こんにちは。障害福祉部長の西淵でございます。

委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

はじめに、皆様には、このたび、さいたま市障害者政策委員会の委員をお引き受けいただきましたことに、心より感謝申し上げます。また、本日は、ご多忙の中、第1回の委員会にご出席くださり、誠にありがとうございます。

皆様ご承知のとおり、今年度は、本市の次期障害者総合支援計画を策定する、大変重要な年度となります。これまでに、5月に2度にわたり、次期障害者総合支援計画策定に向けたワーキンググループを開催しましたところ、ご参加いただいた委員の皆様より、数々の貴重なご意見を頂戴したところでございます。ご協力いただきました委員の皆様には、厚く御礼申し上げます。

さて、国におきましては、令和4年に障害者権利条約の締約国として、国連の障害者権利委員会による審査が実施され、その総括所見において、地域移行や地域での自立した生活、教育等についての改善勧告が公表されたところです。

本市におきましても、これまでの間、地域移行に向けた取り組み等を行ってまいりましたが、今後も、ノーマライゼーション条例の理念の実現に向け、障害者施策の更なる推進に全力で取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

(事務局)

それでは、本日の第1回委員会の開催にあたり、初めてお顔を合わされる方もいらっしゃるかと存じま

すので、お手元にごございます委員名簿の順に事務局よりお声掛けいたしますので、お手数ではございますが、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと存じます。

～ 相浦委員から名簿の順で渡部委員まで ～

(順番に委員を紹介)

- ・相浦 (あいうら) 委員 → 欠席
- ・赤沼 (あかぬま) 委員 → オンライン
- ・片桐 (かたぎり) 委員 → 会場参加
- ・久慈 (くじ) 委員 → オンライン
- ・栗原 (くりはら) 委員 → 会場参加
- ・黒澤 (くろさわ) 委員 → オンライン
- ・駒崎 (こまざき) 委員 → 欠席
- ・小山 (こやま) 委員 → 会場参加
- ・酒井 (さかい) 委員 → オンライン
- ・佐内 (さない) 委員 → 会場参加
- ・高濱 (たかはま) 委員 → オンライン
- ・遅塚 (ちづか) 委員 → 会場参加
- ・中塚 (なかつか) 委員 → オンライン
- ・藤崎 (ふじさき) 委員 → オンライン
- ・星 (ほし) 委員 → 欠席
- ・松永 (まつなが) 委員 → 会場参加
- ・茂木 (もてぎ) 委員 → 欠席
- ・横島 (よこしま) 委員 → 欠席
- ・横溝 (よこみぞ) 委員 → 会場参加
- ・渡邊 (わたなべ) 委員 → 欠席

ありがとうございました。

続きまして、少し長くなりますが、事務局職員の紹介をさせていただきます。

障害福祉課 課長補佐兼企画管理係長の栗原でございます。

障害福祉課 課長補佐兼地域生活支援係長の金澤でございます。

障害福祉課 自立支援給付係長の小林でございます。

障害者更生相談センター 参事兼所長の黒須でございます。

障害者総合支援センター 参事兼所長の小泉でございます。

障害政策課 課長補佐兼管理係長の青柳でございます。

障害政策課 課長補佐兼ノーマライゼーション推進係長の荒木でございます。

障害政策課 課長補佐兼事業所係長の大塚でございます。

最後になりますが、改めまして、私は障害政策課長の田中でございます。

このほか、保健衛生総務課、こころの健康センター、精神保健課、福祉総務課、ひまわり学園総務課、育成課、特別支援教育室が出席してございます。

以上をもちまして、委員並びに事務局の紹介を終わらせていただきます。

なお、会議開催にあたりまして、委員の皆様及び関係各課の職員にお願いがございます。

聴覚に障害がある方への配慮といたしまして、手話通訳者の方が通訳しやすいように、ご発言いただく際には、ゆっくりと、そして、大きな声ではっきりとご発言いただきますようお願いいたします。

また、本日の会議は、対面とオンラインの併用開催となっております。オンラインでご参加の方におかれましては、ご自身が発言をする時以外は、ミュートに設定していただくようお願いいたします。

ご発言いただく際は、実際に挙手していただくか、挙手ボタンを押すなどしたうえで、委員長から指名後にご発言ください。その際、どなたが発言されたかわかるように、お名前を仰っていただけますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

次に、議題に入る前に、「さいたま市障害者政策委員会」につきましては、今回初めて委員になられた方もいらっしゃると思いますので、今一度確認の意味も含めまして、簡単に説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料、「さいたま市の障害者施策の推進体制」という資料の1ページ目をご覧ください。

この委員会は、都道府県と指定都市で設置しなければならない附属機関でございまして、お手元の資料の2ページ「参考：障害者基本法抜粋」という資料の下段になりますが、障害者基本法第36条第1項第2号に「障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること」、また、第3号に「障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項」を調査審議する合議制の機関として規定されているものでございます。

同条第3項には、合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定めることとなっておりますので、次のページの「さいたま市障害者政策委員会条例」を制定しております。

お手数ですが、資料の1ページ目にお戻りいただきまして、「さいたま市障害者施策の推進体制」をご覧ください。

「本委員会」、「誰もが共に暮らすための市民会議」、「さいたま市」の関係を図で示したものでございます。障害者施策の実施状況や課題について意見交換を行う場として設置されております市民会議からの意見を踏まえ、本委員会で市全体の障害者施策のあり方や条例の推進状況のチェックを行い、市に対して提言を行う役割を担っております。

また、当委員会の開催につきましては、本年度は年3回程度の開催を予定しており、今回委嘱をさせていただいた皆様方におかれましては、今後二年間にわたって、さいたま市の障害者福祉の発展のために特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

次に、資料の3ページをご覧ください。さいたま市障害者政策委員会条例の第4条第1項では、「委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。」とされております。

本日は第1回の委員会ということで、委員長が選出されておられませんので、どなたかにご推薦がございましたら、挙手をしてご指名いただきたいと思います。よろしくようお願いいたします。

～ 小山委員 挙手 ～

(事務局)

はい、小山委員、お願いします。

(小山委員)

障害者の施策にお詳しい松永教授を推薦したいと思います。

(事務局)

ただいま小山委員から委員長に松永委員を、というご発言がございましたが皆様いかがでしょうか。

～ 「異議なし」の声 ～

(事務局)

ありがとうございます。

松永委員、お引き受けいただけますでしょうか。

(松永委員長)

はい、喜んで引き受けさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございます。

それでは、本委員会の委員長は、松永委員にお願いをすることといたしたいと思います。

松永委員、どうぞよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、松永委員、委員長就任のご挨拶いただければと思います。よろしくお願いい致します。

(松永委員長)

松永でございます。着座のまま失礼いたします。

さいたま市の障害のある方々のためにも、計画策定に携わることが今回できまして、微力ながらですが、皆様とともにこの委員会に力を尽くす所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては、松永委員長にお願いをいたします。

よろしくお願いいします。

(松永委員長)

はい、かしこまりました。

それでは、これからは、私のほうで議事の進行を務めさせていただきます。

まず、委員長職務代理者の指定でございます。

「さいたま市障害者政策委員会条例」第4条第3項に「委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。」と規定されております。

大変僭越ではございますが、規定に基づき、私のほうから職務代理者を指名させていただきたいと存じます。

さいたま市の障害者福祉施策の経緯と現状をよくご存じの遅塚委員を職務代理者にお願いいしたいと存じます。

遅塚委員よろしいでしょうか。

《遅塚委員了承》

(松永委員長)

ありがとうございました。

## 2 議 題 (1) 障害者総合支援計画進捗状況の報告について

(松永委員長)

それでは、議題に入らせていただきます。

議題(1) 障害者総合支援計画の実施状況等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい、事務局です。それでは、議題の1点目、障害者総合支援計画令和4年度実施状況の報告について、説明させていただきます。

本市ではノーマライゼーション条例第6条に基づき、毎年度、障害者総合支援計画に基づく施策の実施状況について、障害者政策委員会に報告することが義務付けられております。

現行計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間となっており、本日は、計画の2年目となります、令和4年度の実施状況等について、ご報告させていただきます。

なお、本件につきましては、会議の進行を考慮し、6月に委員の皆様へ郵送等でご意見の提出をお願いさせていただきました。

ご多忙のところ、突然のお願いにもかかわらず、多くの貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、委員の皆様からのご意見のほか、6月23日に開催いたしました「市民会議」におきましても、ご意見を頂戴したところでございます。こちらにつきましては、資料7に掲載しております。

それでは、資料1に戻っていただいて、達成状況報告書(案)、3ページをご覧ください。

「(2) 達成状況の評価基準」でございますが、障害者総合支援計画の各事業に記載されている「成果指標」につきましては、各年度ごとに目標を設定してございまして、その実績について、評価をしております。

数値や数量など、定量的な目標が設定されている事業の評価につきましては、表1に記載している基準に基づいて、達成状況を判断し、各事業について、AからDまでの評価を付けています。

なお、成果指標には、定量的な目標の設定を基本としていますが、定量的な目標の設定が馴染まない事業もございまして、取組内容から総合的に判断しています。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を原因として「C」もしくは「D」評価となった目標指標は、『C「コロナ影響有」』、『D「コロナ影響有」』と記載しています。

次に、資料の4ページ、「(3) 評価結果の概要」でございます。現行計画につきましては、94事業ございまして、そのうち、重点事業は、26事業でございます。

これらの事業について、市役所内の各所管課に、実施状況について照会し、評価基準に基づいて、内部評価を実施いたしました。

その結果、令和4年度の実績といたしまして、94事業のうち、「A 目標を上回って達成」が17事業、「B 目標をおおむね達成」が66事業、「C 目標を未達成」が2事業、「C 目標に対してほぼ未達成（コロナ影響あり）」が6事業、「D 目標に対してほぼ未着手（コロナ影響あり）」が2事業、コロナウイルスの影響により「測定不可」が0事業、「該当事業なし」が1事業という結果となっております。

これにより、令和4年度はA評価とB評価を合わせた、「目標を達成」した事業は、94事業中、83事業となり、割合では88.3%となりました。

また、重点事業の評価結果については、26の重点事業のうち、「A」が6事業、「B」が15事業、「C」が1事業、「C（コロナ影響あり）」が3事業、「D（コロナ影響あり）」が1事業でした。

その結果、A評価とB評価を合わせた、「目標を達成」した事業は、26事業中、21事業となり、割合では80.8%となりました。

次に、5ページの上にある「図3 基本目標別の評価結果」では、4つの基本目標ごとの評価を示しております。

6ページから10ページにかけては、94事業について、評価結果を一覧にして掲載しております。

そして、11ページ以降が、各事業の評価結果の詳細でございます。

資料の見方でございますが、例として、11ページの、管理番号1「障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発」をご覧ください。

表の右側に「総合評価」を、少し下の左側に「令和4年度の取組内容」を、その右に「評価理由」を記載しています。さらに、「さいたま市障害者政策委員会委員の意見」という欄を設け、事前に委員の皆様からいただいたご意見を、掲載させていただいております。また、いただいたご意見の内、一部さいたま市回答も掲載いたしました。

なお、委員の皆様から、特にご意見をいただいていない事業につきましては、この欄を設けてございません。

94事業のうち、事前に委員の皆様からいただいたご意見を中心に、6月23日に開催いたしました、市民会議でいただいたご意見とあわせて、主なものを説明させていただきます。

市民会議の報告は、次第では議題3となっておりますが、関連するものですので、ここであわせて説明させていただきます。市民会議でいただいたご意見は、資料7「令和5年第1回誰もが共に暮らすための市民会議における主な意見」に掲載していますので、お手元であわせてご参照ください。

ではまず、資料1 11ページをご覧ください。「管理番号1 障害者の権利の擁護等に関する条例の周知啓発」ですが、市内市立小学校6年生を対象にパンフレット配布という取組内容に対し、配布する方法や配布の仕方の解説についてのご意見をいただきました。冊子を配布するにあたっては、ワークシートや先生向けの説明資料も併せて配布しているところです。今年度より冊子ではなくリーフレットにし、ワークシートにはホームページやノーマライゼーションの動画に誘導するような記載をするという工夫をいたしました。より活用につながるような工夫について検討しながら、引き続き、周知啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、13ページをご覧ください。「管理番号3 ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施」については、「障害者週間市民のつどいでは、会場が広すぎて肢体不自由者には移動が大変だった。」とご意見をいただいております。こちらの意見を踏まえて今年度の市民のつどいにつきましては、現在、市民のつどい実行委員会を中心に開催方法等の検討をすすめているところです。令和4年度の反省を踏まえ、より皆様に参加しやすくなるよう検討してまいります。



続きまして、37ページ「管理番号35 発達障害者（児）に対する支援の充実」については、小学校3年生までの保護者が対象となっており、小学校4年生以降の保護者は評価の対象から除かれてしまっている、ご指摘がありました。資料7の2ページの下部にも掲載していますように、市民会議でも同様の意見をいただいております。

ペアレントメンターにつきましては、メンターが対応できる範囲ということで年齢制限を設けています。小学校高学年の保護者の方から問い合わせがあった際は、ご希望に応じて、障害者相談員や親の会などを紹介していきたいと考えておりますが、その他にどのような支援が可能か、検討してまいりたいと思います。

次に、39ページをご覧ください。資料7は3ページになります。「管理番号36 グループホームの整備の促進」につきましては、入所後の指導や人材育成にも力をいれてほしい、数は増えたが数で評価していいのか、など、多数のご意見をいただいております。

今後とも、市内の定員数の推移について注視するとともに、特に医療的ケアや強度行動障害などの重度障害者を受け入れるグループホームの整備を促進してまいりたいと考えております。

次に、48ページの「管理番号48 障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援」については、資料7の3ページ下段にありますように市民会議でも多くのご意見をいただきました。これまでの経験を踏まえ、より効果的な周知方法や開催方法を検討し、面談会を実施してまいります。

市民会議でいただきましたその他のご意見として、資料7をご覧ください。管理番号7、管理番号29、管理番号30について、精神疾患のある当事者の方やご家族からご意見をいただきました。管理番号31でのご意見も同様ですが、事業に参加しない方やひきこもっている方に対してどうすべきかが課題になっているが、参加者アンケートの結果をもって評価しても実態を反映していないのではないか、というご意見をいただきました。

時間の都合により、割愛させていただきましたが、ご覧いただきましたとおり、市民会議におきましても、多数のご意見をいただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

今後も委員の皆様や市民会議でいただいたご意見を踏まえ、本市の障害者施策の推進に努めてまいります。

なお、本日皆様からいただくご意見を反映し、障害者総合支援計画令和4年度達成状況報告書を確定いたします。

以上が、令和4年度の障害者総合支援計画の実施状況等についての説明となります。

(松永委員長)

ありがとうございました。

ただ今の説明に関しまして、皆様の方からご質問、ご意見等ございましたら承りたいと思います。

挙手もしくはZOOMの手を挙げるサイン、お使いいただきたいと思います。

(松永委員長)

藤崎委員どうぞお願いいたします。

(藤崎委員)

色々な資料を全部総括して、ぱっと気が付いたことがまず一つあります。「あれっ」とおもったことが

ひとつ、視覚障害者のことになるんですけども、ロービジョンについての政策が全く入ってないっていうことに気が付きました。

ロービジョンっていうものに対しての明確な定義っていうのはないんですけども、平たく言えば弱視の方のことを言います。手帳で言うと三級、四級、五級、六級の方たちになるんですけども、重度視覚障害者と、それからロービジョンの方は、サービスの内容が随分違いますので、この辺、別枠でロービジョンに関する施策というものを盛り込んでいただきたいと思います。多分来年か再来年には、アンケート調査があるかと思うんですけども、こちらに必ずロービジョンに関する内容を盛り込んでいただきたいというふうに思いました。

まず大きな点はこの点でございます。

それから資料2-3の意見のところ、E x c e lの資料の皆さんからのご意見のところ、いくつか気になったことがありました。相談体制のところ、番号で言うと110から113あたりの「視覚障害者に特化した支援体制」という意見に対し、行政の回答は「支援センターの充実を図ります」というような回答で、とても軽いなと思いました。

今は途中で障害を負った方々たちの相談が、こちらの団体にもたくさん来ますが、なかなか色々なノウハウがないものですから、支援に繋がることはできません。

なので、支援センターの中に障害に特化した、私どもでいえば視覚障害者に特化した支援者を必ず置いていただき、支援の充実を図っていただきたいということを強く要望したいと思います。

それからもう1点ですが、意思疎通支援に関するところで、地域生活支援事業の中に意思疎通支援事業というのがありまして、視覚障害者で言いますと、音声版や点字版の提供というのはもちろんですけども、ワーキング会議でも言ったのですが、視覚障害者に対する代読代筆サービスの支援っていうのはとても必要になります。

例えば私がこのような会議に臨む場合、行政からたくさん資料をいただきます。なるべく私にわかりやすいようにというふうに事務局も、苦勞していただいているんですけども、まだまだ読み取ることができない状況で、わからない部分は家族に見てもらったり、視覚障害者の仲間に協力してもらって意見を聞いたりというようなことをとってこういう会議に臨んでいます。

もし、こういう場に、全く見えないで字も書けない、点字も書けない、日にちも読めないパソコンもできないという人が参画した場合、行政はどんな資料を提供するんだろうと考えたときに、「行政の方たちに甘えるばかりではなく、私たち自身もちゃんと向き合わなければいけないな」というふうに強く感じました。

そのためには、やはりじっくり資料を読み解く力っていうのがないと、なかなか色々な方たちの中に視覚障害者が会議に望めないという思いをしましたので、今後、視覚障害者に対する代読代筆の本当に専門的な知識が必要だと思います。この支援についてもっと充実した体制を組んでいただきたいなというふうに思います。

それからもう1点、情報提供についてですが、追加資料の中に、選挙公報について、「読みやすい、わかりやすいPDFで、ホームページに提供する」というような回答をいただいていた。「これは素晴らしいな」と思ったんですけども、選挙公報でPDFを読み取り、わかりやすくできるのであれば、日頃日常生活必要としている市からの情報、視覚障害者もインターネットやホームページなど、すごく活用するようになっていますが、なかなかPDFや表や画像が入っているものは読みにくい、わかりにくい状況になっておりますので、選挙公報から始めるのではなくて、一般の日常の情報から視覚障害者でもわかりやすい提供をぜひ進めていただきたいと思います。

今のところ以上です。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

では、ただいま藤崎委員から4点ご質問が出ました。

1点目「ロービジョンについて」でございます。

2点目は「視覚障害のある人たちに特化した相談、これを支援センターの中に設けるのはいかがか」という質問でございます。

3点目、これも情報保障じゃないかなと私は思いました。「聴覚、視覚、どちらも持っている方々なども含めた情報保障のあり方について、もうちょっと踏み込んでやって欲しい」というようなことだったと思います。

4点目が、情報提供。「選挙公報ではとてもよくやっていただきました」というお話がございまして、それを「一般の日常生活でもどうにかできないだろうか」というようなご意見だったと思います。

以上4点につきまして、事務局の方から、ご回答できるもので結構でございますので、お願いいたします。

(事務局)

事務局障害政策課でございます。

先ほどご意見いただいた、藤崎委員の視覚障害に関する4点ご提案ということですが、今説明させていただいた令和4年度の実施状況と、次の議題の次期計画の素案の内容についてのご意見になるかと思っておりますので、こちらも含めて、視覚障害者に対する特化した事業等々について、かねてからご意見をいただいていたところございまして、今回ご提示させていただいた令和6年度からの素案等にも、視覚障害に関する情報提供であったり、意思疎通支援であったりとかの事業を掲載させていただいているところでございます。

ちょっと先走る説明にはなりますが、資料の2-2の(1)の素案の総論の新旧対照表の10ページ目に計画の体系ということで、計画の基本施策の新しいものと古いものの新旧対照表の表になっております。こちらに、今おっしゃられたような視覚障害者に対する支援の施策をいくつか掲載させていただいております。代表的なものは、基本目標3の(1)「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」、主にこちらに、先ほどお話あったのは選挙公報等々の情報保障、情報提供の仕方等について掲載させていただいているところでございます。

意思疎通支援等については、さらに進みまして、次の障害福祉サービスを記載しております素案の第3章に、相談支援の内容や福祉サービスの内容を掲載しているところでございます。

いちばん最初にご指摘いただいたロービジョン等について、特化して事業として掲載している部分は、次期の計画素案でも今のところはない状況ではございます。

一応ここに掲載させていただいている障害福祉サービス等、令和6年からの3ヵ年についても提供させていただくような形で、見込み量を算出して確保方策を掲載する計画ということで掲載させていただく予定でございます。

以上でございます。

(松永委員長)

はい。ありがとうございます。

藤崎委員、ただいまの説明でよろしいでしょうか。

(藤崎委員)

資料が十分読み取れなかったような気がしました。

ありがとうございました。もう一度読んでみたいと思います。

(松永委員長)

はい。ありがとうございます。

他に何かご質問等ございましたら承ります。

高濱さん。

(高濱委員)

はい、管理番号11、12、13のところに虐待のことがあるんですけども、12（事業名：「虐待防止のための研修の実施」）が対象になると思います。今私の周りで非常にホットに聞こえてくるのが、事業者の従事者による、性的虐待とか暴力、週刊誌で別の県でも賑わっていますが、これについて、研修では甘いのではないかと、まず1点聞きたい。事業者に対する管理番号は、12だけですよね。

それと、次の項目でまた質問しようと思いますが、さいたま版DBSみたいなもの、性小児犯罪というのは繰り返すので、それは国がやろうとしている方針に先駆けて、福祉部分でもやるべきじゃないかと質問させてもらいます。

(松永委員長)

ありがとうございます。

では事務局の方から、お願いいたします。

(事務局)

障害福祉課の栗原と申します。

ご質問ありがとうございます。

虐待防止、事業所には指導も含めて、大変重要な課題とっておりますので、今回いただいたご意見を踏まえまして、また今後我々の方もどういった対策ができるかは検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

ただいまの回答でよろしかったでしょうか。

高濱委員、よろしいですか。

(高濱委員)

はい、大丈夫です。

(松永委員長)

ありがとうございます。

## 2 議 題 (2) 次期障害者総合支援計画素案について

(松永委員長)

それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題 (2) 次期障害者総合支援計画素案 (案) について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

では、引き続き、次期障害者総合支援計画素案について、ご説明をさせていただきます。

まず、素案の説明に入る前に、次期障害者総合支援計画の策定に係るこれまでの動きと、今後の流れについて説明させていただきます。

お手数ですが、「資料6 次期障害者総合支援計画策定の工程について」をご覧ください。

「資料6 次期障害者総合支援計画策定の工程について」をご覧ください。昨年度3月の第3回障害者政策委員会において、「計画の骨子」についてご審議いただきました。

そして、今年度はその骨子に肉付けするかたちで、計画の素案のたたき台を事務局にて作成いたしました。

その計画の素案のたたき台をもとに、5月にワーキンググループを開催し、委員の皆様から様々な事業の成果指標や目標設定について、具体的なお意見、ご指摘を頂戴しながら進めてまいりました。

ワーキンググループにご参加いただきました委員におかれましては、大変多くの貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

委員の皆様からのご意見のほか、6月に開催いたしました「市民会議」におきましても、ご意見を頂戴したところでございます。また、地域自立支援協議会、発達障害者支援地域協議会、権利擁護委員会においてもご意見を伺いました。いただいたご意見につきましては、資料2-3に主なご意見としてまとめておりますので、後程ご覧ください。

こうしたご意見を踏まえまして、事務局で素案を作成いたしました。

今後のスケジュールといたしましては、本日の本委員会でのご意見を踏まえ、事務局において、素案の修正作業を行い、9月に議会報告、10月にパブリックコメントの実施を予定しております。

このパブリックコメントを踏まえ、事務局において修正を行い、「市民会議」や「自立支援協議会」などにおいて、ご意見をいただいた上、来年1月に政策委員会を開催し、計画案について、ご審議いただく予定でございます。

ご審議いただいたご意見を踏まえ、計画案について必要に応じて修正等を行い、来年2月には計画を策定し、3月開催予定の政策委員会で、そのご報告をさせていただきたいと考えております。

本委員会の開催予定でございますが、令和6年1月17日(水)に第2回障害者政策委員会を、令和6年3月14日(木)に第3回障害者政策委員会を開催する予定となっております。

スケジュールの説明は以上でございます。

続きまして、次期計画素案について、ご説明させていただきます。

「資料2-1 障害者総合支援計画素案」をご覧ください。

こちらにつきましては、事前に委員の皆様へ送付しておりますが、相当のページ数になっておりますの

で、本日はその概要についてご説明させていただきます。ご説明に当たっては素案（案）の中のページを申し上げて説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

まず、本計画の構成でございます。1ページおめぐりいただき、2ページの目次をご覧ください。現行計画と同じく3章立てで、第1章が総論、第2章は各論として各事業を掲載し、第3章は第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画となっております。

まずは、第1章総論についてご説明いたします。

資料の6ページをご覧ください。

(2) 計画の位置付けでございますが、国の法律や県の計画とさいたま市における計画との関連を図で示したものでございます。図の左側、関連する国の法律を11本、列挙しています。今回、令和4年度に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を追加しています。

次に7ページ、本計画の位置付けでございますが、①市町村障害者計画、②市町村障害福祉計画、③市町村障害児福祉計画、④ノーマライゼーション条例に基づく施策を推進するための計画といった4つの位置付けをもつものとしております。

次に、8ページをご覧ください。(3) 計画の期間でございます。

次期計画の期間は、令和6年度から8年度までの3年間としております。

次に10ページから18ページにかけては、2 前期計画、つまり現計画の推進状況について記載しております。お時間の都合上、説明は省略いたしますので、後程ご覧ください。

19ページから21ページにかけては、3 障害者（児）をめぐる状況として、障害者手帳所持者数等の推移を掲載しております。

続きまして、22ページから39ページにかけては、アンケート調査から見る障害者（児）の状況ということで、昨年度、計画策定にあたり実施した、アンケート調査の結果を抜粋して掲載しています。それぞれの設問ごとに関連する事業を掲載しております。

次に、40ページから42ページにかけては、市民会議におきまして、次期計画の策定に向けたご意見の内、主な意見をテーマごとにまとめた内容を記載いたしました。

続きまして、資料2-2(1) 第1章総論 新旧対照表をご覧ください。ワーキンググループを開催した際に、委員の皆様は資料を送付しておりますが、その時から変更した点を中心に説明いたします。

新旧対照表の見方ですが、現行計画からの変更点は、下線をひいております。5月のワーキンググループでご提示した、たたき台からの変更点は、グレー塗りつぶし（データでご覧になっている方は、黄色マーカー）となっております。

まず、(1) 計画策定の趣旨でございますが、障害者基本計画を参考に国や市の障害者施策の背景を掲載し、現状として医療的ケア及び人材確保・育成という課題がある、ということをご掲載しています。こちらについては、国連の総括所見について触れるべき、という委員のご意見、文章に登場する平成何年という年数を時系列どおり順番にしてほしい、という市民会議でのご意見を踏まえ、修正をいたしました。

次に、資料2-2(2) 第2章各論 新旧対照表をご覧ください。まず、2ページから13ページにかけては、個別事業として104事業を一覧にして掲載しております。今までの94事業でしたので、10事業増えております。事業の左側に黒い星印があるものは重点的に取り組む事業となります。6ページをご覧ください。現行計画の「発達障害者（児）に対する支援の充実」は、3つの事業に分割しましたが、そのうち、2つの事業については、引き続き重点的に取り組む事業としております。次に9ページをご覧ください。市民会議で重点的に取り組む事業とすべき事業について、アンケートを実施しましたが、そのアンケートで、複数の方から重点事業とすべきとご意見をいただいた事業が、①障害者等に配慮した情報

提供 ④選挙時の情報提供になります。令和4年に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されたこともあり、この2つを新たに重点事業として位置づける予定であります。

ここで訂正がございます。資料では★印が③についていますが、下の④の誤りとなります。申し訳ございませんでした。

なお、こちらの一覧に掲載せずに実施をする事業も多くございます。法令で定められている事業や市の他の計画に位置付けられている事業など、実施が担保されている事業がほとんどでございますので、念のため申し上げます。

次に、それぞれの基本施策・実施事業について、ご説明いたします。

お時間の都合上、要点のみをかいつまんでご説明いたします。

まず、基本目標とその内容、基本施策とその内容を記載し、その後に実施事業の説明、そして事業の達成度をはかる成果指標を記載しております。

成果指標については、1事業に複数の指標を掲げたものもございまして、指標を掲げることがなじまないものなどについては指標を設定していないものもございまして。

また、この障害者総合支援計画の上位の計画になります。「さいたま市総合振興計画」に掲載されている事業につきましては、その整合性を図る必要があるため、「総合振興計画」と同じ目標値、同じ成果指標とせざるを得ない事業もございまして、予めご容赦ください。

また、「実施」や「〇回」と回数を記載していた成果指標は、成果指標というより実施予定であり、事業内容に記載すればよいのではないかと、ご指摘をいただいていたので、全体的に修正いたしました。

それでは、15ページをご覧ください。

基本目標1の基本施策(1)でございまして、ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図るため、各種啓発活動を引き続き実施してまいります。アンケート調査結果にもありましたが、ノーマライゼーション条例の認知度はまだまだ低いというのが現状でございます。また、本事業に対しましては、委員の皆様や市民会議におきましても、多くのご意見をいただいているところです。引き続き、皆様のご意見をお伺いしながら、より効果的な事業を実施してまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、20ページをご覧ください。実施事業8「市職員の障害者への理解促進」についてでございます。市職員向けアンケートの結果を成果指標とするのは適切ではない、というご意見を委員会でも市民会議でもいただいております。そこで、ノーマライゼーションの理念を職員全体にいきわたらせることを目指すように、「今までに研修を受講した職員の全職員に対する割合」を成果指標とすることといたします。

23ページをご覧ください。実施事業2 差別の解消及び権利擁護のための研修の実施、について、目標値が低いというご指摘をいただいていたので、令和8年度の数値を修正いたしました。なお、令和6、7年度につきましては、上位計画である総合振興計画の数値にあわせる形となっております。

35ページをご覧ください。基本施策2について、ヤングケアラーに関するご意見を複数いただいておりますので、(ケアラー)という部分を(ケアラー・ヤングケアラー)と修正しました。

また、44ページ実施事業17から45ページ実施事業20までが、ケアラーに関連する追加した事業になります。学校現場でヤングケアラーの実態がわかることが多いというご意見を踏まえ、実施事業18の教職員向けの研修を追加し、ヤングケアラーの相談ができる窓口ということで、実施事業20の子ども家庭総合拠点による相談支援を追加しました。

62ページをご覧ください。実施事業4選挙時の情報提供について、市民会議や権利擁護委員会でのご意見を踏まえ、事業内容中に、読み上げ可能なPDFを市ホームページに公開することを追加しました。

次に、78ページをお願いいたします。新型コロナウイルスなどの感染症について、何かしら触れるべきというご意見を踏まえ、基本目標4「障害者の危機対策」で、感染症のまん延、という言葉を追加しました。また、コロナ禍で課題となりました、情報発信について様々な媒体を活用することを追記いたしました。

第2章各論に関する説明は以上となります。

続きまして、資料第3章 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画でございます。

この部分は、障害者総合支援法に基づく計画となり、国が定める基本方針に沿い、各障害福祉サービスなどの具体的な数値目標や見込量を記載する部分でございます。こちらについては、地域自立支援協議会を中心にご意見を伺ってまいりました。

基本的には、現行計画に引き続き設定されているものが多くございます。

本日は、お時間の都合上、割愛させていただきますが、今後も地域自立支援協議会等でご意見を伺ってまいりたいと考えております。

また、本日の資料ではお示しできませんが、巻末には資料編として、本計画策定にかかる関連法令、条例等を掲載する予定でございます。

次期計画については、障害者政策委員会委員の皆様をはじめとして、市民会議など各種委員会においてもたくさんのご意見をいただきました。本日は、1つ1つご紹介することができませんが、いただいたご意見はすべて関係課において確認し、回答を作成いたしました。資料2-3に関連する事業ごとに一覧にしていますので、ご確認いただければと思います。

資料3、4については、計画に関連する国の資料になります。資料5については、昨年度の委員会で、計画策定にあたり福祉局以外についても予算案の概要を確認したいというご要望がありましたので、障害に関連する事業を抜粋し参考資料としてご提示させていただいたものになります。

次期計画素案についての説明は以上でございます。

どうぞ、よろしくをお願いいたします。

(松永委員長)

ありがとうございました。

では、ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご質問ご意見ございましたら頂戴いたします。遅塚委員どうぞ。

(遅塚委員)

遅塚でございます。

まず、日程的なことについて確認をしたいのですが、時間的に、分厚い計画の細部にわたって、委員さんから全部意見を取り終えることは難しいかと思うのですが、この委員会後に一定期間に、例えば文書で意見を寄せていただくようなことは、考えておられるのかっていうことを、まず最初にお聞きしたいです。

(事務局)

障害政策課でございます。



スケジュールに関係するところですが、資料6を見ていただくと、8月の一番左側のところに素案市長決裁とあります。

こちらの都合で申しわけないところですが、今月中にこの素案の市長決裁を終えた上で、議会に報告させていただいてパブリックコメントを実施するという予定になっております。まだご意見いただくことは可能ではありますが、早急にお盆中ぐらいにかけて、この市長決裁を取りたいところがございますので、ご意見があるとしても、今週中にメールなりFAXなりで、障害政策課の方にご意見をお寄せいただければありがたいところがございます。

(遅塚委員)

スケジュールを見ても、とてもタイトなことは理解できますので、短い時間でもご意見収集いただければありがたいと思っておりますが、今週中ってというのは、金曜日がお休みの日でございますので、ひょっとして、明日いっぱいという意味でしょうか。

(事務局)

障害政策課でございます。

週明けの月曜日に私達がパソコンを立ち上げるときまでに、ご意見お寄せいただければと思います。3連休中ですので皆さんには酷な話であり、ちょっと大変身勝手な都合で申しわけないところがありますが、そのようなスケジュールでご意見をお聞かせいただければありがたいと思います。

(遅塚委員)

ありがとうございます。そうしましたら各論の細かいものは後で紙で出ささせていただくとして、全体について少しだけお話をさせていただければと思います。

まず、ワーキングチームですとか、いろんな会議等のご意見を入れていただいて、元の案をだいぶ修正をしていただきまして、ありがとうございます。

その上で、いくつか今までも意見が出ているところですが、ちょっと歴史を振り返ると、計画の中の指標に、昔は割と事業量を書いてあるもの多くて、でもそれって計画でいう目標じゃないよねっていうことで、何かもっと目標となるような指標に変えていただければというお願いをした上で、例えば、その事業をやった上で参加者がちゃんと中身をご理解できたかどうかというようなことを、例えばアンケートによって指標にしようということで、いろんな事業の指標をそういうアンケート結果なんかで切り換えていただいたっていうような流れがあるわけですが、いろんな取り組みのおかげで、アンケートの結果が非常に良好で、理解度とか役立ち度とかっていうのが、もう次の計画案では90%、90%、90%となっているのがすごく多くなっています。

その上で、例えばすでに現状で90%を超えている項目もだいぶあるわけで、ご説明のとおり上位計画である総合振興計画の項目のままでいじれない、という事情がある項目もだいぶあるとは承知はしているんですが、あまりこういうのは計画の指標としては、逆にアンケート結果が良くなってきたがために、ふさわしくなくなっているのではないかという気がします。

そういう意味では逆に総合振興計画と、違う数字を入れるというよりかはもう、この項目自体を数字でやるのをやめてしまって、何か別の評価軸をちょっと考えた方がいいんじゃないかというのが結構あります。

もうこの3年間の計画が全部90%、90%、90%っていう項目が多すぎて、なかなか指標にならな

い気がします。それが一つ目です。

次に、資料の2-3の22ページで防災関係が載ってるんですが、項番223、これは私が出した意見ではないんですが、ワーキングでこういう意見が出されたことに対して、回答というところで「令和3年に災害対策基本法が改正されて、地域防災計画に定めた優先度の高い避難行動支援者名簿については概ね5年程度で作成に取り組むことになっております。現在本市では検討中なので、数値目標の設定は難しい」という答えが書かれております。

令和3年度の改正で5年で作るということは今回の障害計画の中の範囲とは収まります。正直言って3年度に改正されて、今、令和5年度にきておるところで「何をやっと思ったんだ」という思いはあります。

障害のある避難の難しい方の避難の計画に関する事なので、やはりここは真剣に取り組んでいただきたい。令和8年度までのこの障害の計画を作る中で、まだ入れられないっていうのは、8年度中には間違いなくこちらの方の災害対策基本法の方もやんなきゃいけないわけですから、そちらの方は少し頑張ってください。個別の話ですが、命に関わる事なので、そこはお願いを申し上げます。

最後に一つだけ、これも毎回言ったところでしょうがないんですが、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画っていうのは、いつも前半の大事な項目以外の後半は見込み量の計算がされているだけなんですけど、国の法律を見ますと、市町村障害福祉計画に書くものは、障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みと書かれています。

本来的には「何人分に増えるんじゃない？」っていう見込みを計算するものではなくて、本来市にとってどのぐらい必要なのかっていうことを確かめるのが計画であって、単なる見込みであればそれ来年に5年たったら例えば「2倍ぐらいに増えるんじゃないか」みたいな見込みを書くのは、全く計画ではないと思っていますので、これは言ってもしょうがないことはわかってはいるんですが、ただ見込みを書くだけじゃなくて市としてこうしたいという意図が、少しでも、一部だけでもなるべく見えるような計画にしていただければと思っています。

以上です。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

では、事務局の方からご回答できる部分をお願いいたします。

(事務局)。

障害政策課でございます。

ただいまの遅塚委員からいただいた意見ですが、避難行動要支援者の対策等について、こちらは所管している防災課等に伝えさせていただきたいと思っております。

それから、数値目標については設定している理由等々を、節々に書かせてはいただいているところではあるんですけども、サービス見込み量については、基本的に「これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき設定している」というのが決まり文句の設定の仕方にはなっています。ただいま遅塚さんのおっしゃっていただいた意見等々も念頭に置きまして、この後進めていきたいと考えているところでございます。

(松永委員長)

ありがとうございました。

では高濱委員から手が挙がっております。

高濱委員、ご質問をお願いいたします。

(高濱委員)

はい。

私、言いたいこといっぱいあるけど、時間も限られているので、1点だけ強調しておきたいのは、DBSです。

市長に特別伝えていただきたいと思いますが、ノーマライゼーションとかです。ね。ヤングケアラーとか、さいたま市が国に先駆けて頑張っているところあるんですけども、今、DBSで、つまり小学校で性的虐待をした人は、次に先生になれないみたいなこと、国を挙げてやろうとしているんですが、それが福祉の方に来てないんですよ。

実は一対一になりやすいので、ものすごく陰に隠れていまして、あえて固有名詞は出しませんが、近隣の町でもものすごい警察沙汰の性的虐待、女の子が被害にあってしまったっていうことがあって、今問題になっています。

実はそれはさいたま市の重心で、同様の性的問題を起こした人が、行っているわけです。

これ、ホットな今の話題です。

それから、同じように某中学の先生が暴力で辞めて、近隣の町的生活介護事業所で、また暴力でビデオに映っていたので、解雇された人が今さいたま市におります。

というように、この部分っていうのは、実は今まで陰に隠れた非常にホットな問題です。もう一度言いますが、福祉だからこそ一対一になりやすいので、そこが一番問題なんですよ。特にトイレとか、そういう所。

なので、今のままだと変更無しとなっていますけども、それは市長にぜひ国を先駆けて、そこを付け加えていただきたいなっていうことだけ申しておきたいと思います。

以上です。

(高濱委員)

はい。ご意見ありがとうございました。

事務局の方で何かございますか。

(事務局)

障害政策課でございます。

高濱委員、ご意見ありがとうございました。

結構さいたま市でもつい最近ですね。報道されるようないろんな事件等も発生しているところでございますので、重要な視点として、当然我々も受けとめなければいけないことだとは考えております。

ただ、直ちに計画に記載して事業的に展開できるかどうかっていうのは、なかなか時間的にもいるようですし、それぞれの方達の制約を加える内容にも繋がると思います。当然色々何らかの措置をしなければいけない課題とは認識しているところでございますので、引き続き、検討させていただきたいと考えております。

(松永委員長)

はい。ありがとうございます。

時間のないところで申し訳ございませんが、私からもちょっと1点、意見をさせていただきます。

今、施設職員もしくは学校の教員等々の性的虐待、障害者への虐待っていうのが、ご意見として出ておりますが、実は虐待は養護者、施設職員そして使用者職場ですね、この三種類に分けられて、一番多いのは、養護者です。親が障害のあるお子さんを虐待する。この件数は施設職員の倍近くです。

12月に厚生労働省が障害者虐待の統計をまとめてお出しになりますが、それをぜひ、一番新しいのを確認していただきたいと思います。

施設職員に対する研修っていうのは、さいたま市さんも埼玉県庁さんも力を入れておやりになってることと思いますが、親に対する研修、親に一步踏み込んだ何かっていうのが今、国ではなされていません。

その点をですね、今度9月の19、20、21日、厚生労働省の障害者虐待の研修がございますので、その場に私、栃木県庁さんと一緒に行きますので、ちょっと意見申し上げておこうと思います。件数としては圧倒的に親が一番多いわけです。

よく新聞ニュースでありますよね。「6歳のお子さんが亡くなった。お母さんと弟で殴って殺した」何か軽度知的障害が発達障害のあるお子さんだったと言われてますね。

施設職員ばかりではないという事実を、皆さんに知っていただきたいと思います。

以上でございます。

では他にご意見ございますでしょうか。

酒井委員どうぞ。

(酒井委員)

はい。ありがとうございます。酒井です。

個々の事業は、色々思うところもあるんですけども、全体を通して非常に今一番重要だなと思うのは、やはり人材の確保の問題かと思います。

やりたい事や、やらなきゃいけない事、色々あっても、とにかく働いてくれる方、支援者が確保できないという状況のもとでは、いろんな計画も絵に描いた餅になってしまうかと思います。

とりわけホームヘルパーさん、グループホームの職員、居住系の事業所が、大変人材の確保に苦労しているという実態が広くあります。

先ほど来から話題になっている、グループホームでの支援の質の問題や、この虐待の問題もですね、働いてくれる人が十分確保できないということの中で、起こっているっていう側面は否めないのではないかなと思います。

少し難があっても、もう働いてもらわざるをえないという中で、無理無理雇って「やっぱり駄目だった」「問題を起こしてしまった」っていうような事案はもう本当にたくさんあります。

そういう中で、この計画の実施の事業で、それに関わるところが、就職の面談会のみと言ってはなんですが、そうなっているのはちょっと現状のこの深刻さに比して、具体策が十分ではないのではないかなというふうに感じてしまいます。

だからといって今「じゃ何ができるか」といって問われると、なかなかこれも難しくてですね、何が言いたいかといいますと、例えばこの計画の期中であっても、少しこの政策委員会がいいのか自立支援協議会がいいのかわかりませんが、例えば少しプロジェクトチーム的なものを作って、このさいたま市の中の福祉の人材の確保に、もっと有効な施策はないだろうかということのを少し官民挙げて考えるような

セクションを設けてですね、みんなで知恵を絞って、もう少し人の確保に有効な施策をみんなで考えだすとか、そういった少し今までにないことも取り組まないと、人手不足の問題というのはどんどん深刻になっていくだろうと思いますので、もう少しこの位置付けというんでしょうか、力を入れていただきたいなと思っております。

以上です。

(松永委員長)

ありがとうございました。

では事務局からお願いいたします。

(事務局)

はい、障害政策課でございます。

酒井委員、色々ご意見ありがとうございます。

人材確保、人材不足に福祉業界も、かなり苦慮されているというお話は、ワーキンググループ、市民会議においても、重々いただいているところでございます。

それを受けて、今回の素案のところの資料2-2(2)の52ページから、いわゆる基本施策の人材の確保育成、こちらに基本施策掲げさせていただいて、これ以降に関連する事業を掲載させていただいているという状況でございます。

市民会議、ワーキンググループでいただいたご意見等々、課題をきちんと認識し、人材の育成、定着、定着される方も少なく1年未満で辞めてしまう方が、かなり多いという事実を伺っているところを受けまして、基本施策のところにも課題として新たに掲載させていただいた部分でございます。

酒井委員おっしゃられたとおり、具体的な人材確保の事業って面談会だけで、53ページの事業を掲載させていただいているところではあるんですけども、前向きな姿勢も示さないと、ということでここに追記させていただくような形で福祉の魅力、障害福祉の魅力等を発信するためにイベント等でも普及啓発するようなことができないかとか、検討させていただいてこの文言を加えさせていただいたところでございます。

簡単に解決できるような課題じゃないと思いますので、引き続き解決方法、解決策については、障害者政策委員会であったり、市民会議でも検討させていただいて、議題を続けさせていただきたいと思っております。

以上です。

(松永委員長)

ありがとうございました。

はい、どうぞ。

(事務局)

障害福祉課の栗原でございます。

人材の問題につきましては、自立支援協議会の方でも、大きな議題として取り上げられておりまして、3月の自立支援協議会、また、先月7月に開かれた自立支援協議会でも、継続して検討しているところでございます。

できれば自立支援協議会の方でも、情報交換会等を開きながら、また、様々な検討、具体策、なかなか今ちょっと思いつくところではございませんが、継続して検討していければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

では、他にご意見はございませんでしょうか。なければ、進めさせていただきます。

#### 4 議題(3) 第1回誰もが共に暮らすための市民会議の報告について

議題の3、第1回誰もが共に暮らすための市民会議の報告、よろしくお願いいたします。

(事務局)

事務局障害政策課でございます。

市民会議の報告ですが、先ほど令和4年度の計画の実施状況の報告と、計画の素案のところでは触れさせていただいたとおり、市民会議等の意見等については、合わせて説明し、議論していただきましたので以上でございます。

(松永委員長)

ありがとうございます。

#### 5 その他

ではその他として事務局から報告があると伺っております。

事務局の方でお願いいたします。

(事務局)

障害政策課でございます。

本日1点、行政の方から報告させていただきたい事項がございます。

ひまわり学園東部療育センター開設準備室から、東部療育センターの開設の準備についてご説明、ご報告をさせていただきたいと思っております。開設準備室から、説明をお願いいたします。

(東部療育センター開設準備室)

東部療育センター開設準備室の宇根と申します。

本日は貴重なお時間いただきましてありがとうございます。

それでは資料の説明をさせていただきます。

現在、市内の療育体制として、西区に「ひまわり学園」、桜区に「療育センターさくら草」の2館があります。

両施設とも、地域に対して西側に偏っており、市の東部地域からは通いづらさとか、通えないために受診を諦める等々の事例も伺っております。

そこで、新療育センターは、地域偏在と近年の発達障害の受診希望者の増加による初診待機期間の長期化、その両方の解消を図るため、地域の東部にする、岩槻区役所、府内別館内の旧岩槻区保健センター跡地に設置することとなりました。

それでは資料の1、施設概要をご覧ください。

今年のさいたま市議会6月定例会において設置条例が承認されまして、名称を「療育センターひなぎく」と決定しました。

「ひなぎく」という名前は、ひまわり学園「ひまわり」、「さくら草」と、花の名前の統一、近隣の障害児、障害者施設に同じ名前がない、などを考慮して決定いたしました。

蛇足ですが、「ひなぎく」の花言葉は希望や平和、無邪気と療育センターに関わるスタッフの思いを兼ねております。東部地域の皆様に愛される施設になればと願っております。

続いて、2のスケジュールについてですが、既存施設のリニューアル工事が12月中旬に完了して、来年2月、令和6年2月の診療開始を目指し、現在準備を進めております。

続いて、3の入居施設団体についてですが、本施設は岩槻区役所の府内市民の窓口や、岩槻休日急患休日夜間急患診療所などが入る複合施設となります。

施設のリニューアル工事にあわせて、屋根つきの障害者用の駐車場兼乗降スペースの設置や、コミュニティーバスの乗降場所を建物の屋根の下へ移動するなど、変更を行ってで、肢体不自由児等が通院しやすい診療所となるように努めています。

続いて4の新療育センターの診療科目ですが、小児科、新小児神経科ですね、整形外科、リハビリテーション科となります。

なお、児童発達支援センターの通所支援事業の併設はなく、地域の民間通所支援事業所をご利用いただくこととなります。

東部療育センター開設準備室からの報告事項は以上でございます。

ありがとうございました。

(松永委員長)

はい、ありがとうございました。

東側にも、新療育センターができるとのこと、喜ばしいことでございます。

皆様の方から何かご意見ご質問ございましたらお願いいたします。

では、ないようですので、本日の決められた議題については以上となります。委員の皆様から最後に何かご意見ございますでしょうか。

ではないようですので、事務局より報告事項がございます。

お願いいたします。

(事務局)

事務局の田中でございます。

今回の第2回さいたま市障害者政策委員会の開催でございますが、先ほど事務局の説明の中におきましても、日程の話がございましたが、改めてこの場で報告させていただきたいと思っております。

第2回の障害者政策委員会、来年の1月の17日水曜日、こちらを開催予定しております。

会場や議題につきましては、詳細が決まり次第、改めてご連絡させていただきますので、ご協力のほどよ

ろしくお願いいたします。

以上でございます。

## 6 閉 会

(松永委員長)

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第1回さいたま市障害者政策委員会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様には、会の進行にご協力いただき、ありがとうございました。